労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

交通政策審議会は、全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）、海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金（平成14年国土交通省最低賃金公示第２号）及び漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第３号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100―8918東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　全国

３　適用する使用者

⑴　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　はしけ

②　内航海運業法（昭和27年法律第151号）第２条第１項各号に掲げる船舶

③　海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶

④　平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

⑵　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　遠洋区域を航行区域とする船舶

②　近海区域を航行区域とする船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

⑶　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、遠洋まぐろ漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第８号に掲げる漁業のうち、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とするものをいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

⑷　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、大型いか釣り漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第13号に掲げる漁業のうち、総トン数200トン以上の動力漁船により、釣りによっていかをとることを目的とする漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

平成25年８月６日

交通政策審議会会長　淺野正一郎

官　紙

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

八月二日（金）

○一般案件（抜粋）

一、健康・医療戦略推進本部の設置について（決定）

（内閣官房）

○国会提出案件

一、行政組織の新設改廃状況報告書について（決定）

（総務省・内閣府本府・復興庁）

公　告

諸　事　項

工場財団

宮城県黒川郡富谷町富谷字日渡34番地11**東洋刃物株式会社**の工場財団に宮城県黒川郡富谷町富谷字日渡34番地11東洋刃物株式会社富谷工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年８月６日　仙台法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成25年８月６日

京都地方法務局長　吉岡　慶治

記

氏名　下元　光明

所属する司法書士会　京都司法書士会

登録番号　京都第272号

事務所の所在地　京都府京都市左京区一乗寺西閉川原町２番地の５

違反行為　信義誠実義務違反等

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書き及び第３項の規定に基づき、以下のとおり公示する。

平成25年８月６日

厚生労働大臣　田村　憲久

審査請求人　埼玉県川越市末広町１－１－22アネックスヒルズ川越301号室

黒木　真之

上記の者に送達すべき平成25年５月１日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成25年８月６日

厚生労働大臣　田村　憲久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求を却下する。

裁決年月日　平成25年５月１日

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年８月６日　東北経済産業局長　守本　憲弘

名　　称	あおぎんクレジットカード株式会社
本店の所在地	青森県青森市古川一丁目16番16号
登録番号	東北（包）第16号
営業廃止年月日	平成25年７月１日